

2026年5月

お客様各位

カメリアライン株式会社
貨物営業部

特定水産物における韓国輸入時の書類事前提出に関するお願い

貴社益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なるお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

韓国の「遠洋産業発展法」の改正にともない、特定水産物の韓国輸入時は、日本出港前に海洋水産部が定めた申告が必要となりました。

つきましては、“ニューかめりあ”に該当の水産物を積載されるお客様に関しましては、該当の書類を **CUT日(出港全営業日)**までに弊社にご提出いただきますようお願いいたします。

1. 国際水産機構が管理するマグロ類、ギンムツ (Toothfish) 類など
: 漁獲証明書
2. 海洋水産部長官が定めて告示した魚種 (北西太平洋のロシア水域で漁獲されたカニ類 (Crab)、エビ類 (Shrimp) とその加工品)
: 合法的に漁獲されたことを証明できる書類 (ロシア水産庁が発行した原産地証明書)
3. 海外水域で捕獲したサンマ、Pseudolithus elongatus、Pseudolithus typus
: 漁獲証明書 (ただし、当該船舶の総トン数が 20 トン未満の場合は、簡易漁獲証明書)

※上記参考としていただき、詳細は別紙韓国海上水産部からのご案内をご確認ください。

該当書類の提出がなければ、本船の釜山港入港禁止及び2年以下の懲役、2,000万ウォン以下の罰金が科される可能性があります。そのため、韓国到着後に該当水産物の積載が確認された場合、やむを得ず日本に SHIP BACK させていただき、船積み費用を請求させていただく可能性がございますので、内容のご確認をお願いいたします。

ご利用の皆様には大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上